

1 平成24年度に措置命令を行った事件

No	事件名	事 件 概 要	違反法条
1	有限会社エム・ワイ産業 に対する件 (24.4.19)	<p>有限会社エム・ワイ産業は、自動車のガソリンを販売するに当たり、遅くとも平成22年1月1日から平成23年12月31日までの間、自らが運営する竜ヶ崎給油所の店頭に設置した看板及び同給油所据付の計量器において、「ハイオク」と表示していた。</p> <p>実際には、当該期間に「ハイオク」として販売した自動車ガソリンの大部分はレギュラーガソリンであった。</p>	第4条 第1項 第1号
2	松村株式会社 に対する件 (24.4.27)	<p>松村株式会社は、振袖に袋帯、長襦袢等を組み合わせたセット商品を供給するに当たり</p> <p>① 平成22年10月発行の「Kimono Walker Vol. 6」と称する冊子及び同年12月発行の「S Cawaii! 特別編集 HAPPY♥きものcollection」と称する冊子において、例えば、「振袖 No. 4901」と称する本件商品について、「標準小売セット価格¥780,000をコーディネート価格¥498,000(税込)」</p> <p>② 平成23年7月発行の「Ray×S Cawaii! 特別編集 きものGirls BOOK」と称する冊子及び同年8月発行の「Kimono Walker Vol. 7」と称する冊子において、例えば、「振袖 S4304」と称する本件商品について、「一般小売店価格¥430,000を特約店セット価格¥348,000(税抜 ¥331,429)」</p> <p>と記載するなど、販売価格に、当該販売価格を上回る価額の比較対照価格を併記していた。</p> <p>実際には、当該比較対照価格は、同社が任意に設定した架空の価格であった。</p>	第4条 第1項 第2号
3	お茶の水女子 アカデミーこ と浜田敏彦に 対する件 (24.5.10)	<p>お茶の水女子アカデミーこと浜田敏彦は、自らが経営する「お茶の水女子アカデミー」において入学試験受験対策用に開設した講座の受講生の募集に当たり、以下のとおり表示していた。</p> <p>① 平成23年10月頃から平成24年2月26日までの間に配布したパンフレットにおいて、「平成22、23年度 お茶の水女子アカデミー合格者」と記載した上でア 看護大学、看護短大及び看護専門学校(以下「看護大学等」という。)の入学試験に合格した者として、延べ267名の受講生の氏名</p> <p>イ 理学療法及び作業療法等の医療系技術を専攻とする大学、短大及び専門学校(以下「医療系大学等」という。)の入学試験に合格した者として、延べ38名の受講生の</p>	第4条 第1項 第1号

No	事件名	事件概要	違反法条
		<p>氏名 を記載</p> <p>② 平成21年10月頃から平成24年2月14日までの間、ウェブサイトにおいて、「看護医療系全国一の合格率（前年度合格率） 大学91%（浪人生95%）短大92% 専門学校97%」と記載し、当該期間において同じ数値を記載</p> <p>①アについて、実際には、本件講座の受講生であって看護大学等の入学試験に合格した者は、平成21年度を受講生（平成22年度の合格者）が延べ48名であり、平成22年度を受講生（平成23年度の合格者）が延べ49名であった。</p> <p>①イについて、実際には、本件講座の受講生であって医療系大学等の入学試験に合格した者は、平成21年度を受講生（平成22年度の合格者）及び平成22年度を受講生（平成23年度の合格者）のいずれにおいても皆無であった。</p> <p>②について、実際には、表示されていた数値は、看護大学等及び医療系大学等の入学試験を受験した本件講座の受講生に占める合格者の割合（以下「合格者割合」という。）ではなく、合格者割合が高くなるように任意に設定した架空の数値であり、平成21年度以降の合格者割合は、ウェブサイトにおいて表示されていた数値を下回るものであった。</p>	
4	<p>ニフティ株式会社に対する 事件 (24.6.7)</p>	<p>ニフティ株式会社は、「@nifty WiMAX」と称するモバイルデータ通信サービスを提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、以下のとおり表示していた。</p> <p>① 平成23年4月27日から平成24年1月31日までの間、「他社サービス比較表 ~@niftyなら他社WiMAXサービスに比べても安い!~」、「料金の安さだけでなく、サービスの充実度も合わせて他社WiMAXサービスと比べてみてください!（2011年4月27日現在）」と記載の上、ニフティ株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社、NECビッグロブ株式会社及び株式会社ヤマダ電機がそれぞれ提供する「Flat年間パスポート」と称するWiMAXサービスのプランの料金並びに電子メールサービス、ブログサービス等の有無を記載した一覧表を掲載するとともに、当該一覧表において、ヤマダ電機が提供するFlat年間パスポートプランには電子メールサービスが付属していない旨を記載</p> <p>② ア 平成23年4月5日から平成24年1月31日までの間、「ノートPCにもスマートフォンにもこのアイテム1つでネットに繋げる」、「光ファイバーやADSLの代わりに・・・」と記載の上、「『@nifty WiMAX Flat年間パスポート』なら、月額3,591円」と記載</p> <p>イ 平成23年12月14日から平成24年1月31日までの間、「自宅と外出用の回線を『@nifty WiMAX（ワイマックス）』だけにするととても節約できる上に、</p>	<p>第4条 第1項 第1号 及び 第4条 第1項 第2号</p>

No	事件名	事件概要	違反法条
		<p>タブレットが3G回線よりもはるかに高速になります。」、「タブレットも自宅も“まとめて”WiMAX回線」と記載の上、「@nifty WiMAX (3,591円)のみ/月」、「@nifty WiMAX (ワイマックス) Flat 年間パスポート3,591円」と記載</p> <p>③ Flat年間パスポートプランにあっては平成22年12月1日から平成24年1月31日までの間、Stepプランにあっては平成22年10月1日から平成24年1月31日までの間、登録手数料について「2,835円→キャンペーンにより0円」と記載</p> <p>①について、実際には、ヤマダ電機は、平成22年12月15日以降、Flat年間パスポートプランの無料オプションサービスとして電子メールサービスを提供しているものであった。</p> <p>②について、実際には、ニフティ株式会社が提供する光ファイバー回線又は電話回線を利用したインターネット接続サービスと併用してFlat年間パスポートプランを利用した場合の月額費用が3,591円であり、Flat年間パスポートプランのみを利用した場合の月額費用は、3,853.5円であった。</p> <p>③について、実際には、Flat年間パスポートプランの提供を開始した平成22年12月1日以降及びStepプランの提供を開始した平成22年10月1日以降、それぞれのプランを登録手数料2,835円が必要なものとして提供したことはほとんどなかった。</p>	
5	<p>株式会社アガスタに対する件 (24.6.14)</p>	<p>株式会社アガスタは、「ジオライトクールホワイト」及び「ジオライトウォームホワイト」と称する一般照明用電球形LEDランプ2商品を供給するに当たり、平成22年4月から平成23年10月頃までの間、以下のとおり表示していた。</p> <p>① 商品パッケージの前面及び後面において「7W 60W電球相当」及び「※1 消費電力7.2Wで白熱電球60W型とほぼ同等の明るさです。」と記載</p> <p>② 自社ウェブサイトにおいて「※1 消費電力7.2Wで白熱電球60W型とほぼ同等の明るさです。」と記載</p> <p>実際には、ジオライトクールホワイトの全光束は350ルーメン、ジオライトウォームホワイトの全光束は300ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の60ワット形の全光束810ルーメンを大きく下回っており、当該2商品は、用途によっては白熱電球の60ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p>	<p>第4条 第1項 第1号</p>
6	<p>株式会社エコリカに対する件 (24.6.14)</p>	<p>株式会社エコリカは、「エコリカLED」等の商品名が付された一般照明用電球形LEDランプ8商品を供給するに当たり、以下のとおり表示していた。</p> <p>① うち2商品については平成21年12月から平成22</p>	<p>第4条 第1項 第1号</p>

No	事件名	事件概要	違反法条
		<p>年11月までの間、商品パッケージの前面、左側面及び上面において「60Wクラス」と記載</p> <p>② うち2商品については平成22年11月から平成23年6月までの間、商品パッケージの前面及び左側面において「電球40W相当の明るさ」と、また、少なくとも平成23年11月、自社ウェブサイトにおいて「40Wクラス」と記載</p> <p>③ うち2商品については平成22年11月から平成23年6月までの間、うち2商品については平成22年12月から平成23年6月までの間、商品パッケージの前面及び左側面において「電球60W相当の明るさ」と、また、少なくとも平成23年11月、自社ウェブサイトにおいて「60Wクラス」と記載</p> <p>①及び③について、実際には、当該6商品の全光束は380～520ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の60ワット形の全光束810ルーメンを大きく下回っており、当該6商品は、用途によっては白熱電球の60ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p> <p>②について、実際には、当該2商品の全光束は340ルーメン、420ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の40ワット形の全光束485ルーメンを大きく下回っており、当該2商品は、用途によっては白熱電球の40ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p> <p>なお、株式会社エコリカは、うち6商品の商品パッケージの後面において、「◎60Wクラス：ダウンライト器具装着時で電球60W形相当」等と、また、うち2商品の商品パッケージの後面において、「◎40Wクラス：ダウンライト器具装着時で電球40W形相当」と記載していたが、これらの記載は、前記①～③の表示に近接しているものではなく、また、当該表示に比べて小さい文字でなされたものであることから、当該表示に接した一般消費者に認識されるものとは認められない。</p>	
7	株式会社エディオンに対する件 (24.6.14)	<p>株式会社エディオンは、「プレミアムレッズ KE-6WE26-C」、「プレミアムレッズ KE-6WE26-W」、「プレミアムレッズ KE-7WE26-C」及び「プレミアムレッズ KE-7WE26-W」と称する一般照明用電球形LEDランプ4商品を供給するに当たり、平成22年5月から平成23年11月までの間、以下のとおり表示していた。</p> <p>① KE-6WE26-C及びKE-6WE26-Wについては商品パッケージの前面、右側面及び上面において「40W形相当」と、自社ウェブサイトにおいて「白熱電球40W相当。」と記載</p>	第4条 第1項 第1号

No	事件名	事 件 概 要	違反法条
		<p>② KE-7WE26-C及びKE-7WE26-Wについては商品パッケージの前面、右側面及び上面において「60W形相当」と、自社ウェブサイトにおいて「白熱電球60W相当。」と記載</p> <p>①について、実際には、KE-6WE26-Cの全光束は400ルーメン、KE-6WE26-Wの全光束は300ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の40ワット形の全光束485ルーメンを大きく下回っており、当該2商品は、用途によっては白熱電球の40ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p> <p>②について、実際には、KE-7WE26-Cの全光束は500ルーメン、KE-7WE26-Wの全光束は400ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の60ワット形の全光束810ルーメンを大きく下回っており、当該2商品は、用途によっては白熱電球の60ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p>	
8	<p>株式会社オーム電機に対する件 (24.6.14)</p>	<p>株式会社オーム電機は、「テラス LB-L40T-N」、「テラス LB-L40T-L」、「テラス LB-L60T-N」及び「テラス LB-L60T-L」と称する一般照明用電球形LEDランプ4商品を供給するに当たり、平成22年8月から同年11月までの間、以下のとおり表示していた。</p> <p>① LB-L40T-N及びLB-L40T-Lの商品 パッケージの前面及び後面並びにPOPにおいて「一般電球の40W相当の明るさ」と記載</p> <p>② LB-L60T-N及びLB-L60T-Lの商品 パッケージの前面及び後面並びにPOPにおいて「一般電球の60W相当の明るさ」と記載</p> <p>①について、実際には、LB-L40T-Nの全光束は280ルーメン、LB-L40T-Lの全光束は210ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の40ワット形の全光束485ルーメンを大きく下回っており、当該2商品は、用途によっては白熱電球の40ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p> <p>②について、実際には、LB-L60T-Nの全光束は420ルーメン、LB-L60T-Lの全光束は330ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の60ワット形の全光束810ルーメンを大きく下回っており、当該2商品は、用途によっては白熱電球の60ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p>	<p>第4条 第1項 第1号</p>
9	<p>株式会社グリーンハウスに対する件 (24.6.14)</p>	<p>株式会社グリーンハウスは、「ヒカリオ GH-LB602N」、「ヒカリオ GH-LB602L」、「ヒカリオ GH-LB603N」及び「ヒカリオ GH-LB603L」と称する一般照明用電球形LEDランプ4商品を供給するに当たり、以下のとおり表示していた。</p>	<p>第4条 第1項 第1号</p>

No	事件名	事件概要	違反法条
		<p>① 平成22年7月から平成23年10月までの間、GH-LB602N及びGH-LB602Lの商品パッケージの前面及び右側面において「一般電球形60W相当の明るさ*」と、その下に小さく「*直下照度による（弊社測定値）」と、また、商品パッケージの左側面において「一般電球形60W相当の明るさ 従来の60W電球置き換えに最適」と記載</p> <p>② 平成22年7月から平成23年10月までの間、自社ウェブサイトにおいて、GH-LB602N及びGH-LB602Lについて、「一般電球形60W相当の明るさ*」と、その下の離れた箇所に小さく「*直下照度による（弊社測定値）」と、また、「消費電力6.5W、60W相当のLED電球『ヒカリオ』」等と記載</p> <p>③ 平成22年12月から平成23年10月までの間、GH-LB603N及びGH-LB603Lの商品パッケージの前面及び右側面において「一般電球形60W相当」と、商品パッケージの後面において「一般電球形60W相当の明るさ 従来の60W電球置き換えに最適」と記載</p> <p>④ 平成22年12月から平成23年10月までの間、自社ウェブサイトにおいて、GH-LB603N及びGH-LB603Lについて、「一般電球形60W相当」と、その右の離れた箇所に小さく「*直下照度による（弊社測定値）」と、また、「消費電力7.7W、60W相当のLED電球『ヒカリオ』」等と記載</p> <p>実際には、GH-LB602Nの全光束は440ルーメン、GH-LB602Lの全光束は320ルーメン、GH-LB603Nの全光束は420ルーメン、GH-LB603Lの全光束は380ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の60ワット形の全光束810ルーメンを大きく下回っており、当該4商品は、用途によっては白熱電球の60ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p>	
10	<p>恵安株式会社 に対する件 (24.6.14)</p>	<p>恵安株式会社は、「KEIAN LED電球 KLED-E26DW6N」及び「KEIAN LED電球 KLED-E26LW6N」と称する一般照明用電球形LEDランプ2商品を供給するに当たり、平成22年8月から平成23年4月までの間、商品パッケージの前面、右側面、左側面、上面及び下面並びに自社ウェブサイトにおいて「60W相当」と表示していた。</p> <p>実際には、KLED-E26DW6Nの全光束は375ルーメン、KLED-E26LW6Nの全光束は250ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の60ワット形の全光束810ルーメンを大きく下回っており、当該2商品は、用途によっては白熱電球の60ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p>	<p>第4条 第1項 第1号</p>

No	事件名	事 件 概 要	違反法条
11	株式会社光波 に対する件 (24.6.14)	<p>株式会社光波は、「シャイニングボール」との商品名が付された一般照明用電球形LEDランプ6商品を供給するに当たり、以下のとおり表示していた。</p> <p>① うち3商品については平成21年9月から平成23年12月までの間、自社ウェブサイトにおいて「明るい！白熱球40W相当」と記載された商品パッケージの画像を掲載し、当該画像をクリックすると当該画像が拡大されるように表示するとともに、「白熱球40Wの約1/9の消費電力で、白熱球のおよそ20倍の40,000時間もの設計寿命を持っています。」等と記載</p> <p>② うち3商品については平成21年9月から平成23年12月までの間、自社ウェブサイトにおいて「明るい！白熱球60W相当」と記載された商品パッケージの画像を掲載し、当該画像をクリックすると当該画像が拡大されるように表示するとともに、「白熱球60Wの約1/9の消費電力で、白熱球のおよそ20倍の40,000時間もの設計寿命を持っています。」等と記載</p> <p>①について、実際には、当該3商品の全光束は160～310ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の40ワット形の全光束485ルーメンを大きく下回っており、当該3商品は、用途によっては白熱電球の40ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p> <p>②について、実際には、当該3商品の全光束は250～400ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の60ワット形の全光束810ルーメンを大きく下回っており、当該3商品は、用途によっては白熱電球の60ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p>	第4条 第1項 第1号
12	コーナン商事 株式会社に対 する件 (24.6.14)	<p>コーナン商事株式会社は、「Life-BALL」との商品名が付された一般照明用電球形LEDランプ6商品を供給するに当たり、以下のとおり表示していた。</p> <p>① うち2商品については平成22年3月頃から平成23年12月頃までの間、商品パッケージの前面、右側面及び上面において「消費電力4.5Wで40ワット形電球相当の明るさ」と、平成23年4月から同年12月までの間、POPにおいて「電球40形相当の明るさ」と記載</p> <p>② うち2商品については平成22年3月頃から平成23年12月頃までの間、商品パッケージの前面、右側面及び上面において「消費電力5.7Wで60ワット形電球相当の明るさ」と、平成22年9月から平成24年2月までの間、自社ウェブサイトにおいて「白熱電球60ワット相当の明るさです。」と、平成23年4月から同年12月までの間、POPにおいて「電球60形相当の明るさ」と記載</p> <p>③ うち2商品については平成23年4月から同年12月までの間、POPにおいて「電球60形相当の明るさ」と記載</p>	第4条 第1項 第1号

No	事件名	事件概要	違反法条
		<p>①について、実際には、当該2商品の全光束は260ルーメン、320ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の40ワット形の全光束485ルーメンを大きく下回っており、当該2商品は、用途によっては白熱電球の40ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p> <p>②及び③について、実際には、当該4商品の全光束は280ルーメン、430ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の60ワット形の全光束810ルーメンを大きく下回っており、当該4商品は、用途によっては白熱電球の60ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p>	
13	スリー・アールシステム株式会社に対する件 (24.6.14)	<p>スリー・アールシステム株式会社は、「3R ENERGY 3R-LBA60CW」及び「3R ENERGY 3R-LBA60WW」と称する一般照明用電球形LEDランプ2商品を供給するに当たり、平成23年7月から同年10月までの間、商品パッケージの前面、左側面及び上面において「電球60W相当」と、また、自社ウェブサイトにおいて「電球相当60W」と表示していた。</p> <p>実際には、3R-LBA60CWの全光束は350ルーメン、3R-LBA60WWの全光束は280ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の60ワット形の全光束810ルーメンを大きく下回っており、当該2商品は、用途によっては白熱電球の60ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p>	第4条 第1項 第1号
14	セントレードM. E. 株式会社に対する件 (24.6.14)	<p>セントレードM. E. 株式会社は、「AVOX」との商品名が付された一般照明用電球形LEDランプ12商品を供給するに当たり、以下のとおり表示していた。</p> <p>① うち3商品については平成21年11月から平成23年11月までの間、商品パッケージの前面、右側面及び上面において、また、平成22年1月から同年5月頃までの間、自社ウェブサイトにおいて、「白熱電球40W相当の明るさ」と記載</p> <p>② うち3商品については平成22年5月から平成23年11月までの間、商品パッケージの前面、右側面及び上面並びに自社ウェブサイトにおいて「白熱電球40W相当の明るさ」と記載</p> <p>③ うち3商品については平成21年11月から平成23年11月までの間、商品パッケージの前面、右側面及び上面において、また、平成22年1月から同年5月頃までの間、自社ウェブサイトにおいて、「白熱電球60W相当の明るさ」と記載</p> <p>④ うち3商品については平成22年5月から平成23年11月までの間、商品パッケージの前面、右側面及び上面並びに自社ウェブサイトにおいて「白熱電球60W相当の</p>	第4条 第1項 第1号

No	事件名	事件概要	違反法条
		<p>明るさ」と記載</p> <p>①及び②について、実際には、当該6商品の全光束は240～320ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の40ワット形の全光束485ルーメンを大きく下回っており、当該6商品は、用途によっては白熱電球の40ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p> <p>③及び④について、実際には、当該6商品の全光束は400～540ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の60ワット形の全光束810ルーメンを大きく下回っており、当該6商品は、用途によっては白熱電球の60ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p>	
15	株式会社タキオンに対する件 (24.6.14)	<p>株式会社タキオンは、「テラス LB-L40T-N」、「テラス LB-L40T-L」、「テラス LB-L60T-N」及び「テラス LB-L60T-L」と称する一般照明用電球形LEDランプ4商品を供給するに当たり、平成22年8月から同年11月までの間、以下のとおり表示していた。</p> <p>① LB-L40T-N及びLB-L40T-Lの商品 パッケージの前面及び後面並びにPOPにおいて「一般電球の40W相当の明るさ」と記載</p> <p>② LB-L60T-N及びLB-L60T-Lの商品 パッケージの前面及び後面並びにPOPにおいて「一般電球の60W相当の明るさ」と記載</p> <p>①について、実際には、LB-L40T-Nの全光束は280ルーメン、LB-L40T-Lの全光束は210ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の40ワット形の全光束485ルーメンを大きく下回っており、当該2商品は、用途によっては白熱電球の40ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p> <p>②について、実際には、LB-L60T-Nの全光束は420ルーメン、LB-L60T-Lの全光束は330ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の60ワット形の全光束810ルーメンを大きく下回っており、当該2商品は、用途によっては白熱電球の60ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p>	第4条 第1項 第1号
16	リーダーメディアテクノ株式会社に対する件 (24.6.14)	<p>リーダーメディアテクノ株式会社は、「FINE FLED40N」、「FINE FLED40L」、「FINE FLED60N」及び「FINE FLED60L」と称する一般照明用電球形LEDランプ4商品を供給するに当たり、以下のとおり表示していた。</p> <p>① 平成22年7月から平成23年10月までの間、FLED40N及びFLED40Lの商品パッケージの前面、後面及び上面において「40W相当」と、また、平成23年</p>	第4条 第1項 第1号

No	事件名	事件概要	違反法条
		<p>6月以降、自社ウェブサイトにおいて、FLED40Nについて「FINE LED電球 4W(40W/昼白色相当)！」等と、FLED40Lについて「FINE LED電球 4W(40W/電球色相当)！」等と記載</p> <p>② 平成22年8月から平成23年10月までの間、FLED60N及びFLED60Lの商品パッケージの前面、後面及び上面において「60W相当」と、また、平成23年6月以降、自社ウェブサイトにおいて、FLED60Nについて「FINE LED電球 6W(60W/昼白色相当)！」等と、FLED60Lについて「FINE LED電球 6W(60W/電球色相当)！」等と記載</p> <p>①について、実際には、FLED40Nの全光束は320ルーメン、FLED40Lの全光束は280ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の40ワット形の全光束485ルーメンを大きく下回っており、当該2商品は、用途によっては白熱電球の40ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p> <p>②について、実際には、FLED60Nの全光束は480ルーメン、FLED60Lの全光束は360ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の60ワット形の全光束810ルーメンを大きく下回っており、当該2商品は、用途によっては白熱電球の60ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p>	
17	株式会社クリスタルジャポンに対する件 (24.6.28)	<p>株式会社クリスタルジャポンは、株式会社コアクエストから仕入れた「アゲハダ ラインゼロ」と称する抗シワ効果を標ぼうする化粧品を販売するに当たり、平成22年9月20日から平成24年4月18日までの間、株式会社クリスタルジャポンが運営するウェブサイトにおいて、「深く刻まれたシワは、継続使用による形状記憶によって、また正常なターンオーバーが行われることによって徐々に薄くなっていきます」等と記載し、本件商品を継続使用することにより著しい抗シワ効果が得られると認識される表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。</p>	第4条第1項第1号(第4条第2項適用)
18	株式会社コアクエストに対する件 (24.6.28)	<p>株式会社コアクエストは、株式会社クリスタルジャポンを通じて「アゲハダ ラインゼロ」と称する抗シワ効果を標ぼうする化粧品を供給するに当たり、平成22年9月20日から平成24年4月18日までの間、株式会社クリスタルジャポンが運営するウェブサイトにおいて、「深く刻まれたシワは、継続使用による形状記憶によって、また正常なターンオーバーが行われることによって徐々に薄くなっていきます」等と記載し、本件商品を継続使用することにより著しい抗シワ効果が得られると認識される表示をしていた。</p>	第4条第1項第1号(第4条第2項適用)

No	事件名	事件概要	違反法条
		消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。	
19	株式会社コジマ身長伸ばしセンターに対する件 (24.7.10)	<p>株式会社コジマ身長伸ばしセンターは、遅くとも平成20年3月頃以降、自社ウェブサイトにおいて、以下のとおり表示していた。</p> <p>① 「身長伸ばし」と称する役務について、「コジマの身長伸ばし」、「一人ひとりのお身体の状態に合わせた効果的な身長伸ばしを実現します。」、「【鑑定資料1の1-1及び1-2では、下腿骨の長さの相違が確認できる】」等と記載し、当該役務を受けることで骨を伸ばすことにより永続的な身長延長効果が得られると認識される表示</p> <p>② 「美顔矯正術」と称する役務について、「小顔総合センター」、「銀座コジマオリジナルの高度な施術なので、元に戻る心配もありません。」、「顔幅を狭くする高度な技」、「【鑑定資料6の6-1及び6-2では、頭蓋骨の大きさの相違が確認できる】」等と記載し、当該役務を受けることで骨のずれや歪みを矯正することにより顔の大きさを永続的に小さく維持できると認識される表示</p> <p>①及び②について、消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。</p>	第4条第1項第1号(第4条第2項適用)
20	サニーヘルス株式会社に対する件 (24.7.19)	<p>サニーヘルス株式会社は、「シュ・シュレ フィフローリペア90」と称する化粧品(以下「本件商品」という。)を一般消費者に販売するに当たり、例えば、平成23年7月20日から平成24年2月7日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「速攻 シワが90秒でみるみる…! 感激の速効性の秘密は?」、「塗って90秒で角質層に浸透した酸素がくぼみを押し上げ、シワを目立たなくします。」、「液体ガス(酸素)を含んだフィフローが角質層に浸透」、「フィフローの酸素が気体に変化し、集まり合ってふくらむ」及び「酸素の力でふっくらさせる」と記載するとともに、「フィフローのバルーン発想でふっくら“ふうせん肌”」と題する図を掲載し、本件商品を使用することにより、肌の内部に浸透した液体ガスが気体となり、肌の内部からシワを押し上げるというメカニズムによって直ちに抗シワ効果が得られると認識される表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。</p>	第4条第1項第1号(第4条第2項適用)

No	事件名	事件概要	違反法条
21	株式会社コスモスイニシアに対する件 (24.8.21)	<p>株式会社コスモスイニシアは、分譲マンション（4物件）を販売するに当たり、以下のとおり表示していた。</p> <p>① 例えば、平成18年6月から平成19年11月までの間に配布していたパンフレットにおいて、全ての開口部（住宅の外壁に採光、通風、通行等のために設けられている窓、玄関等のこと。）の角にひび割れ防止用補強筋（開口部のある壁面に、地震等の揺れ、コンクリートの乾燥等の原因によるひび割れが生じにくいようにするため、開口部の角に斜めに施工される鉄筋のこと。）を施工しているかのような表示</p> <p>② 例えば、平成18年7月から平成19年7月までの間に配布していた新聞折り込みチラシにおいて、鉄筋コンクリートの水セメント比（コンクリートの主要な材料であるセメントに対する水の重量比のことであり、コンクリートの強度、耐久性等に関係する。）が全て50パーセント以下であるかのような表示</p> <p>①について、実際には、対象物件の全ての開口部の角にひび割れ防止用補強筋が施工されているものではなく、ひび割れ防止用補強筋及び構造スリット（地震等の揺れにより発生した力が柱及び梁に集中することを防ぐことを目的として、柱又は梁と壁とを分断するために住宅の壁に施工する細長い切り込みのことであり、必要に応じて発泡樹脂等を材料とする緩衝材が施工されている。）が施工されていた開口部の割合は、物件ごとに、全体の25パーセント～約60パーセントであった。</p> <p>②について、実際には、対象物件の鉄筋コンクリートのうち、外構の塀、花壇の基礎、土間など建物本体（建物の骨組みに当たる柱、梁等の建物の構造躯体及びそれと一体のものとして施工された鉄筋コンクリート造の部分のこと。）以外の部位の一部については、水セメント比が50パーセントを超えるコンクリートが施工されていた。</p>	第4条第1項第1号
22	株式会社ドクターシーラボに対する件 (24.8.31)	<p>株式会社ドクターシーラボは、「DRソニック L・I」と称する美容機器（以下「本件商品」という。）を供給するに当たり、例えば、平成23年12月5日発行の「Ci:lover 2011年年末増刊号」と称する会報誌において、「微細な振動が角質層を通して真皮層も活性化。新陳代謝が促され、肌の弾力を支えるエラスチンやコラーゲンの産生をサポートします。」等と記載し、本件商品を使用することにより、細胞の活性化、脂肪分解効果、殺菌効果、肌の汚れの除去効果又は肌への美容成分の浸透効果が得られると認識される表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。</p>	第4条第1項第1号（第4条第2項適用）

No	事件名	事件概要	違反法条
23	桐灰化学株式会社に対する件 (24.9.6)	<p>桐灰化学株式会社は、「熱中対策首もと氷ベルト」と称する商品を供給するに当たり、平成23年4月頃から平成24年3月頃までの間、商品パッケージにおいて、「気温が31℃を越えたら暑さに嚴重注意！！ 真夏日には 熱中対策首もと氷ベルト」及び「屋内の家事に スポーツ・レジャーに」と記載した上で、「カチコチに凍って、冷たさ長持ち 約120分冷却 ※使用状況により変わることがあります」と記載していた。</p> <p>実際には、効果が実質的に失われると認められるまでの時間は、人を対象とした試験においては平均で約66分、サーマルマネキンを対象とした試験においては平均で約63分であり、夏季の晴天時に人が装着して屋外で軽い運動を行った場合の効果持続時間は、120分を相当程度下回ると認められるものであった。</p>	第4条 第1項 第1号
24	株式会社ケンユーに対する件 (24.9.6)	<p>株式会社ケンユーは、「ネックール4」と称する商品を供給するに当たり、平成23年4月から平成24年3月頃までの間、商品パッケージにおいて、「用例別 炎天下の作業に 暑い屋内での作業に スポーツ・レジャーに」と記載した上で、「●猛暑炎天下、首筋に心地よい冷感を与えます。 ●氷結するジェル袋は保冷時間が長く約2時間30分冷感を持続します(使用状況等により冷感時間は異なる場合があります)。」と記載していた。</p> <p>実際には、効果が実質的に失われると認められるまでの時間は、人を対象とした試験においては平均で約1時間49分、サーマルマネキンを対象とした試験においては平均で約1時間45分であり、夏季の晴天時に人が装着して屋外で軽い運動を行った場合の効果持続時間は、2時間30分を相当程度下回ると認められるものであった。</p>	第4条 第1項 第1号
25	株式会社白元に対する件 (24.9.6)	<p>株式会社白元は、「アイスノン氷結ベルト」と称する商品を供給するに当たり、平成23年3月頃から同年8月頃までの間、商品パッケージにおいて、「●冷たさは約90分持続します。(室温35℃で20℃以下を保持する時間)(外気温や使用環境により持続時間は異なります。)」と記載していた。</p> <p>実際には、気温35℃の室内でアイスノン氷結ベルトの表面温度が20℃を超えるまでの時間は、人を対象とした試験においては平均で約68分、サーマルマネキンを対象とした試験においては平均で約71分であり、気温35℃の室内で人が装着した状態で、アイスノン氷結ベルトの表面温度が20℃以下を保持する時間は、90分を相当下回ると認められるものであった。</p>	第4条 第1項 第1号
26	株式会社やまとセレモニーに対する件 (24.9.7)	<p>株式会社やまとセレモニーは、葬儀に係る役務を提供するに当たり、例えば、平成18年7月頃から平成22年7月頃までの間、パンフレットにおいて、「ご葬儀会員価格88万パック やまとセレモニーなら、お返し品、料理、精進料理まですべて入った追加・オプションの必要ないパックで</p>	第4条 第1項 第2号

No	事件名	事件概要	違反法条
		す。」「88万パックの特徴 当社のパックは返礼品や食事まで、必要な物がすべて揃っておりますので追加のオプションの心配がありません。最終価格は下記的人数をお客様が計算いただければいつでも分かります。」と表示していた。 実際には、本件パックの価格には、料理に係る費用が含まれているにもかかわらず飲料に係る費用が含まれていないほか、葬儀の受付、棺の運搬等大半の葬儀で必要とされる作業に係る人件費等が含まれておらず、会員となって本件パックを利用したものの大半は、本件パックの価格を上回る費用の支払いを余儀なくされていたものであった。	
27	株式会社アビバに対する件 (24.9.10)	株式会社アビバは、「日商簿記3級講座」及び「医療事務合格パック」と称する資格取得対策の役務を提供するに当たり、平成24年1月10日から同年4月2日までの間、新聞折り込みチラシにおいて、「日商簿記3級講座 通常16,700円(税込)▶9,800円(税込)」、「医療事務合格パック 通常76,000円(税込)▶46,000円(税込)」等と表示していた。 実際には、最近時において「通常」と称する価額で提供したことはなかった。	第4条 第1項 第2号
28	有限会社藤原アイスクリーム工場に対する件 (24.9.28)	有限会社藤原アイスクリーム工場は、天然はちみつ26商品を供給するに当たり、平成22年9月から平成23年12月までの間、商品本体に貼付されたラベル及び封緘シールにおいて、「いわて・もりおか 藤原養蜂場」、「岩手、藤原蜂蜜のおすすめ 藤原養蜂場は日本でも最も古く、明治時代から蜜蜂の飼育に専念、改良を加えて今日に至って居り、特に三陸地方から北上山系の早池峰山麓に本拠地を置き、我が国で最も品質の高いとうたわれる純粋の『栃やあかしあやくローバーの花の蜜』を生産して参りました。」、「岩手県盛岡市若園町三の十」、「藤原養蜂場」等と国内の地名等を表示していた。 実際には、本件商品の内容物は、国内で採蜜された天然はちみつに、中華人民共和国又はハンガリーで採蜜された天然はちみつが混合されているものであった。	第4条 第1項 第3号 (原産国告示)
29	株式会社ホテル椿館に対する件 (24.10.18)	株式会社ホテル椿館は、「ブランド食材を堪能♪媛っ子地鶏十坊ちゃん島あわび★」と称する宿泊プランを提供するに当たり、遅くとも平成23年3月12日から平成24年6月1日まで(一部の旅行情報サイトにあっては、平成24年2月29日まで)の間、自社ウェブサイト及び旅行情報サイトにおいて、例えば、「愛媛の2大ブランド食材を使った会席料理が味わえる」、「坊っちゃん島アワビと地鶏のコラボ♪堪能してください!」等と表示していた。 実際には、当該宿泊プランの利用客に提供していたあわびは、ぼっちゃん島あわびではなく、交雑種の外国産養殖あわびであった。	第4条 第1項 第1号